

奈良県告示第三百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、櫛本土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉本 昭藏	天理市櫛本町二九八五―一
〃	吉本 利郎	〃 二三八八
〃	福本 雅勇	〃 七〇七
〃	吉川 重男	〃 六三三―二
〃	西城 賢	〃 八九九
〃	岸 均	〃 八四九
監事	奥本 紀雄	〃 六四七
〃	鎮 眞也	〃 三六八
〃	津田 弘夫	〃 一四五三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	巽 始	天理市櫛本町七一八
〃	奥村 治男	〃 八三五
〃	近藤 裕計	〃 七七二
〃	吉本 清美	〃 二三八七
〃	池田 純治	〃 六三七
〃	戸田 政男	〃 九〇四
監事	奥本 哲男	〃 四一三一―一七
〃	吉本 利郎	〃 二三八八
〃	中山 晴雄	〃 森本町七七三